第 214 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第3号

令和4年3月3日かすみがうら市農業委員会告示第3号をもって、令和4年3月10日 (木)かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第214回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

- 2. 総会の日時および場所 令和4年3月10日(木) 午後2時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室
- 3. 出席委員

 1番
 海東 功
 2番
 西崎 敏和
 3番
 鈴木 良道
 4番
 宮本 教夫

 5番
 塚本 勝男
 6番
 安田 治
 7番
 飯田 敬市
 8番
 久松 弘叔

 9番
 井坂 孝雄
 10番
 髙田 健司
 11番
 谷中 昌
 12番
 廣原 孝

 14番
 塚本 茂
 15番
 中山 峰雄

- 4. 欠席委員
 - 13番 栗山 千勝
- 5. 説明のため出席した者

事務局長 松延 孝之 局長補佐 酒井 宏 主任 青山 哲士

6. 議事録署名委員

7番 飯田 敬市 8番 久松 弘叔

- 7. 議事日程
 - ① 諸般の報告について
 - ② 議事録署名委員について
 - ③ 日程の決定について
 - ④ 報告案件について

報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出 について

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

⑤ 議案審議について

議案第17号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号 現況証明願の交付決定について

議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積 計画の決定について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積 計画の農地中間管理事業の決定について」

議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農 用地利用配分計画案の意見の決定について

議案第23号 農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の面積)の設定について

午後3時17分閉会

事務局長

只今から、令和3年度第214回農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって 総会は成立しております。

それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。

議長

(会長あいさつ)

議長

はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。

事務局長

(諸般の報告朗読)

議長

次に議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、7番飯田敬市委員、

8番久松弘叔委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記は、事務局の青山主任を指名いたします。

議長

次に、日程の決定について、お諮りいたします。

只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議ございませんので、午後5時までといたします。

議長

次に報告第8号から第9号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されていますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。

議長

それでは、議案審議に入ります。

はじめに「議案第17号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可につ

いて」上程いたします。

最初に、番号2番について審議いたします。

なお、番号2番については、5番塚本勝男委員が、議事参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会会議規則第13条の規定により退席願います。

(5番塚本勝男委員退席)

議長

事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局

それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。

(事務局朗読)

議長

只今、議案の朗読が終わりました。

事前調査員の方、説明をお願い致します。

8番久松委員

3月2日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、安田委員と飯田委員と私、久松の3 名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。

それでは、説明いたします。

申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。植木などを栽培する計画です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、事前調査員の方の説明が終わりました。

議長

これより、議案審議に入ります。

番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

宮本委員

63㎡で植木という話ですが、自分の畑と繋がってるんですか。

事務局

譲受人の自宅の隣りとなります。

よろしいですか。それでは採決いたします。

番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者举手)

議長

全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長

5番塚本勝男委員の入室をお願いします。

(5番塚本勝男委員入室)

議長

次に、番号1番及び番号3番から番号9番について審議いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局

それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。

(事務局朗読)

議長

只今、議案の朗読が終わりました。

事前調査員の方、説明をお願い致します。

8番久松委員

それでは説明いたします。

番号1番は、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ から約500m東に位置する田3筆になります。

現況は、きれいに管理されていました。申請人は、新規就農のため、今回の申請 に至りました。レンコンを作付けする計画です。

続きまして番号3番は、譲受人は同一ですが、場所が離れているため、分けて説明いたします。まず、宍倉2791番6の農地は宍倉地内の荻平集落センターから約500m北西に位置する畑1筆、宍倉6988番2と宍倉6992番2の農地は宍倉地内の $\oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus$ から約200m南西に位置する田2筆になります。

現況は、きれいに管理されていました。

申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稲、栗を作付けする計画です。

 の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。

続きまして番号5番は、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ から約600m北東に位置する畑2筆になります。現況は、きれいに管理されていました。

申請人は新規就農のため、今回の申請に至りました。主にじねんじょを作付けする計画です。

続きまして番号6番は、 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc から約500m北東に位置する畑1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。

申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。露地野菜を作付けする計画です。

続きまして番号 7 番は、 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc から約300m南西に位置する畑1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。

申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。露地野菜を作付けする計画です。

続きまして番号8番9番は交換となります。

まず、番号8番は加茂地内の $\oplus \oplus \oplus \oplus$ から約200m東に位置する田3筆になります。

続きまして番号9番は加茂地内の●●●●から約100m南東に位置する田1筆になります。いずれも現況は、きれいに管理となっていました。

申請人は互いの耕作の利便性向上のため、今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。

議長 これより、議案審議に入ります。

番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者举手)

議長 全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 次に番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

宮本委員 譲受人は稲敷郡阿見町とあるんですが、通って耕作するんですか?

事務局 譲受人は農地所有適格法人ということで、事業所の所在地となります。通って耕

作するとのことです。

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いしま

す。

(賛成者挙手)

議長 | 賛成多数ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 次に番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いしま

す。

(賛成者举手)

議長 次に番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いしま

す。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 次に番号6番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 | 全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 次に番号7番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いしま

す。

(賛成者举手)

議長 | 全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 次に番号8番、番号9番については、土地の交換となる案件で、

関連がありますので一括審議といたします。

番号8番、番号9番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

番号8番、番号9番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手を

お願いします。

(賛成者挙手)

議長 | 全員賛成ですので、番号8番、番号9番は原案のとおり許可することに決定いた

します。

「議案第17号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

次に「議案第18号農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。

議長

最初に、番号5番について審議いたします。

なお、番号5番については、5番塚本勝男委員が、議事参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会会議規則第13条の規定により退席願います。

(5番塚本勝男委員退席)

議長

事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局

それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。

(事務局朗読)

議長

只今、議案の朗読が終わりました。

事前調査員の方、説明をお願い致します。

6番安田委員

それでは説明いたします。

番号5番になります。図面番号5番も併せてご覧ください。申請地は、中台地内の $\oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus$ から約300m南東に位置する畑1筆になります。こちらは、

第1種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。

申請人は、資材置場として使用するため、今回の申請に至りました。

申請地は第1種農地ですが、周辺に譲受人の事務所があり、業務上必要な施設として、不許可の例外に該当します。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。

委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、事前調査員の方の説明が終わりました。

議長

これより、議案審議に入ります。

番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。

番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長

5番塚本勝男委員の入室をお願いします。

(5番塚本勝男委員入室)

議長

次に、番号1番から番号4番及び番号6番について審議いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。

議長

只今、議案の朗読が終わりました。

事前調査員の方、説明をお願い致します。

6番安田委員

それでは、説明いたします。

番号1番になります。図面番号1番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●から約600m南東に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号2番になります。図面番号2番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●から約500m南東に位置する畑2筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号3番になります。図面番号3番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●から約500m南東に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号4番になります。図面番号4番も併せてご覧ください。

申請地は、上稲吉地内の●●●から約300m南西に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、資材置場として使用するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しま

した。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号6番になります。図面番号6番も併せてご覧ください。申請地は、中台地内の●●●●●●●●●から約100m東に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、駐車場として使用するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。

議長 これより、議案審議に入ります。

番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 | 全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 次に番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いし

ます。

(賛成者举手)

議長 次に番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いしま

す。

(賛成者挙手)

議長 | 全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 次に番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いしま

す。

(賛成者挙手)

議長 | 全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします

議長 次に番号6番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

塚本(勝)委員 | 抵当権が設定されていたと思うんですが、解除されていますか。

事務局 抵当権が入っています。

塚本(勝)委員 | 解除できるの。

事務局 | 解除されてはおりませんが、本人は承知しているようです。委任を受けた方に確

認しております。

塚本(勝)委員 本人は申請できる状態なの。

事務局 | | 今回、本人から委任を受けた方からの申請になっております。

議長
よろしいですか。それでは採決いたします。

番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いしま

す。

(賛成者举手)

議長 全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 「議案第18号農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり 許可することに決定いたしました。

議長 次に、「議案第19号現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。

(事務局朗読)

議長 只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。

7番飯田委員 ご報告申し上げます。現況証明の交付でございますが、願出人1番服部俊彦さん につきましては、田伏地内の●●●●から約500m東に位置する畑でございますが、以前は豚舎で使用していた状況でございますが、確認したところ現在は 使われてはございませんが、証明しても問題なしと判断いたしました。

更なるご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、番号2番です。番号2番は深谷地内の●●●●から約400m西に位置する住宅の一角でございます。これにつきましては、住宅と、この申請地が一体となっておりまして、現在宅地として利用してございますけれど、問題なしと判断しました。

更なるご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご報告を申し上げます。

議長はい、ご苦労様でした。

只今、事前調査員の方の説明が終わりました。

議長 | これより、議案審議に入ります。

番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

番号1番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり交付することに決定いたします。

議長 次に番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

番号2番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり交付することに決定いたします。

議長 「議案第19号現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付すること

に決定いたしました。

議長 次に「議案第20号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地

利用集積計画の決定について」上程いたします。

事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、ご説明いたします。

(事務局説明)

議長 事務局説明が終わりました。

ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い

します。

(賛成者挙手)

全員賛成ですので、「議案第20号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

議長

次に「議案第21号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)

議長

事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い します。

(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第21号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

議長

次に「議案第22号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

(事務局説明)

議長

事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い します。

(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第22号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

議長

次に「議案第23号農地法第3条第2項第5号の下限面積の設定について」、上程します。

事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

(事務局説明)

議長

事務局説明が終わりました。

ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い します。

(賛成者举手)

議長

全員賛成ですので、「議案第23号農地法第3条第2項第5号の下限面積の設定について」は、原案のとおり決定いたしました。

議長

以上で、本日の議案審議は終了しました。

その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。

(意見等無し)

議長

来月の総会は、4月11日(月)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、井坂孝雄委員、髙田健司委員、谷中昌委員です。 日時は、4月4日(月)午前9時から、霞ヶ浦庁舎大会議室といたします。 よろしくお願いいたします。 議長事務局から、何かありますか。

事務局 (事務局説明)

1 総会議案書の表記の一部改正(案)について

(同一世帯の農業従事面積)

議長事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等

何かありましたらお願いします。

(意見、質問等なし)

議長 他に、事務局から何かありますか。

事務局 (事務局説明)

2 4月総会の出席を求める推進委員は全員とする。

3 農地利用最適化推進業務活動について(別添:実績報告)

4 農業委員会の女性委員登用の取り組みについて(別添)

5 令和4年度活動記録簿(令和4年4月の総会で配布予定)

6 事務局職員(大久保前局長)の県表彰について

議長 「ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

(意見、質問等なし)

議長 それでは、以上を持ちまして、第214回総会を閉会いたします。

慎重審議大変ご苦労様でした。

事務局 起立、礼、お疲れさまでした。

| かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。 |
|---------------------------------|
| かすみがうら市農業委員会会長 |
| 署 名 委 員 |
| 署 名 委 員 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |